

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

令和2年5月12日

静岡県知事 川勝平太

1 申請のあった年月日

令和2年4月17日

2 申請にかかる特定非営利活動法人について

(1) 名称

特定非営利活動法人パシフィック・ドルフィン

(2) 代表者の氏名

鈴木 しのぶ

(3) 主たる事務所の所在地

焼津市中里312番2ハイツ松風203号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に障害のある方々に対してのプール活動のできる場の提供や、技能・技術の習得の手助け及び様々な方々と交流ができる場を提供していくことにより、障害のある人もない人も、より楽しく豊かな生活を目指していける環境づくりに寄与することを目的とする。